



SATOYAMA イニシアティブ 国際パートナーシップの発足について

国際連合大学高等研究所 Fumiko Nakao
SATOYAMA イニシアティブコーディネーター 中尾 文子

1. SATOYAMA イニシアティブ

1.1 SATOYAMA イニシアティブとは

生物多様性の保全には、原生的な自然を保護するだけでなく、農地や二次林など人が関わることによって形成され維持されている二次的自然環境を保全することも重要である。里山や里海のように人々が関わることにより形成・維持されてきた二次的自然環境（社会生態学的生産ランドスケープ¹）は様々な形で世界に存在し、多くの場合、多様な要素（農地、草地、林地など）により構成され、それらがモザイク状に相互に関係性を持って存在し、農林業や薪炭林における周期的な伐採のように、人が継続して関わることによって独特の生物を育むことが可能となっている。地域の風土、文化、社会経済などの状況に応じ様ではないが、生物多様性と人間の福利に寄与し持続可能性を兼ね備えうるという点で共通している。

しかし、現在、社会生態学的生産ランドスケープは、都市開発や耕作のための土地の改変、栽培作物や栽培方法の変化、不適切な耕作あるいは管理方法、過疎化や高齢化がその他の要因とあいまって引き起こす農地等の放棄、伝統的知識の消失、伝統的な社会システムの弱体化および経済的な困難などの課題に直面している。（Bélaire et al., 2010）。SATOYAMA イニシアティブは、このような状況を背景とし、社会生態学的生産ランドスケープの価値を広く認識し、持続可能な形で保全・利用することを推進しようとする国際的な取り組みである。

1.2 SATOYAMA イニシアティブの長期目標、行動指針及び視点

これまでの専門家、政府機関、NGO、学術研究機関、国連その他国際機関等の方々との検討を経て、SATOYAMA イニシアティブは、多様な生態系のサービスと価値の確保のための知恵の結集、革新を促進するための伝統的知識と近代科学の融合、伝統的な地域の土地所有・管理形態を尊重した上での新たな共同管理のあり方（「コモンズ²」の発展的枠組み）の探求、

を行動指針として、「自然との共生」を自然のプロセスに沿った社会経済活動（農林水産業を含む）の維持発展を通じて実現することを長期目標としている。そして行動指針に基づいてそれぞれの地域においてランドスケープの維持・再構築、すなわち持続可能な自然資源の利用と管理を実践していくにあたっては、環境容量・自然復元力の範囲内での利用、自然資源の循環利用、地域の伝統・文化の価値と重要性の認識、多様な主体の参加と協働による自然資源と生態系サービスの持続可能な多機能な管理、貧困削減、食料安全保障、生計維持、地域コミュニティのエンパワーメントを含む持続可能な社会経済への貢献、からなる5つの生態学的及び社会・経済学的視点に重きをおくこととしている。

1.3 SATOYAMA イニシアティブと生物多様性条約

SATOYAMA イニシアティブの長期目標が2011-2020 戦略計画・愛知ターゲットに呼応していることでも示されているとおり、SATOYAMA イニシアティブの長期目標、行動指針や視点及び以下に述べる推進すべき活動の検討は、生物多様性条約の3つの目標、特に持続可能な利用の推進に寄与することを念頭に行われてきた。このため、これまでに生物多様性条約下で策定された持続可能な利用に関する「アジスアベバ原則・ガイドライン」及び保全と持続可能な利用を推進する土地、水及び生物資源の統合的管理のための戦略である「エコシステムアプローチ」との整合性や、人材育成、資金的支援、モニタリング指標の開発、先住民・地域住民を含む共同管理及び意思決定の推進等、条約下で必要性が指摘されてきた活動をふまえた内容となっている（中尾(2010)）。

他方、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、SATOYAMA イニシアティブが国際取引に将来的に影響するのではないかと懸念が一部の農業輸出国から呈されるなどしたが、議論の末、SATOYAMA イニシアティブを生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する

¹ SATOYAMA イニシアティブでは、日本の里山・里海評価（日本の里山・里海評価(2010)）における議論をふまえ、社会生態学的生産ランドスケープと呼んでいる。

² 国際的/グローバルコモンズを除く

有用なツールとなり得るとして認識し、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、同イニシアティブを更に発展させるためにパートナーシップへ参加することを勧奨する旨を明記した決定が採択された(UNEP/CBD/COP/DEC/X/32)。

2. SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ

2.1 IPSI の発足について

2010年5月にナイロビで開催された生物多様性条約科学技術助言補助機関(SBSTTA)会合の際に、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(PSI)発足に向け、関心を有する団体の呼びかけを開始した。そして2010年8月23-24日に、それまでに関心を表明していた団体等の参加を得て、環境省と国連大学高等研究所が主催してPSI発足に向けた準備会合を山梨県富士吉田市において開催した。同会合では運営規定がまとめられ、また、パートナーシップの下で進められる協力活動の枠組みについても整理された。

そして2010年10月19日、合計51の団体が創設メンバーとなって、ついにPSIが発足した。生物多様性条約COP10のサイドイベントとして行われた発足式は500人以上が集う盛大なものとなった。創設メンバーは国及び地方の政府機関、NGO、先住民・コミュニティ団体、学術研究機関、企業、国連その他、多様な構成となっており、その所在地、活動対象範囲等も多岐に渡っている。さまざまな団体が協力することにより、創造的かつ革新的な新たな取組や個々の団体の活動間の相乗効果が生み出されることが期待される。

2.2 IPSI で推進する協力活動について

以下の5つのクラスターに分類して会員間の協力活動を推進していくこととしている。

(a) 社会生学的生産ランドスケープが人間の生活及び生物多様性条約の3つの目的に与える重要性の理解を促進し、意識を高めるための活動。

クラスター1. ナレッジファシリテーション

ケーススタディを収集・分析し、取りまとめる。教訓を整理し、検索可能なオンライン・データベースやその他の方法を通じて広く公開し、能力開発を支援する。

クラスター2. 政策研究

以下の方法及び手段に関する研究を行う。

i) 多様な生態系サービスの安定供給を維持するための知恵、知識、行動を促進する。ii) 伝統的な生態学的知識と現代科学を橋渡しし、相互コミュニケーションを図る。iii) 必要に応じて伝統的な共有地の保有制度を尊重しつつ、「新たなコモンズ」つまり共同管理の新しい形態を探る。vi) 社会生学的生産ランドスケープを再活性化し革新を図る。v)

政策及び意志決定過程に成果を統合する。

クラスター3. 指標研究

人間の福利とモザイク状の社会生態学的生産ランドスケープに関連する回復力を計る指標を開発する。これはランドスケープ及び生態系の自然の構成要素と人為的構成要素の関係を含むものとする。こうした指標を適用し、エコシステムアプローチの実施に寄与する。

(b) 適宜、2010年以降の新戦略計画の実施の一環として、上記(a)の活動に基づき社会生態学的生産ランドスケープを支援・拡大するための活動。

クラスター4. 能力開発

教育の推進や地域の能力開発のためのワークショップなどを通じて社会生態学的生産ランドスケープを維持・再構築・再活性する能力を促進する。

クラスター5. 現地活動支援

社会生態学的生産ランドスケープを維持・再構築・再活性する現地でのプロジェクトや活動に対して支援を行う。

2.3 IPSI の当面の予定

第1回定例会合等を2010年3月に愛知県において開催予定である。定例会合は、メンバーのみによる総会と、一般に広く公開されるフォーラムから構成される。総会では運営委員会のメンバー選定を始め、パートナーシップの活動が実施段階に入るにあたっての重要議題が予定されている。また、新設される運営委員会の第1回会合では、PSIへの新規参加申し込みの承認、協力活動等の議題が予定されている。なお、SATOYAMA イニシアティブおよびPSIに関する詳細については、<http://satoyama-initiative.org/jp/>をご参照いただきたい。

参考文献

Bélaïr C., Ichikawa K., Wong B.Y.L., and Mulongoy K.J. (2010) Sustainable use of biological diversity in socio-ecological production landscapes. Secretariat of the Convention on Biological diversity, Montreal, Technical Series, No.52. 184pp.

Secretariat of the Convention on Biodiversity (2010) Sustainable Use of Biodiversity (UNEP/CBD/COP/DEC/X/32)

Secretariat of the Convention on Biodiversity (2010) The Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the Aichi Biodiversity Targets UNEP/CBD/COP/DEC/X/2)

日本の里山・里海評価(2010)「里山・里海の生態系と人間の福利：日本の社会生態学的生産ランドスケープ概要版」国際連合大学、東京、36pp

中尾文子(2010)「生物多様性の持続可能な利用とSATOYAMA イニシアティブ-生物多様性条約第10回締約国会議に向けて-」季刊環境研究、June/2010 No.157、財団法人日立環境財団発行、pp13-22